

令和2年第3回定例委員会

- 1 日 時 令和2年2月12日(水) 13時30分から14時15分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 五十嵐正信
委員 野村有信
委員 臼井祐一
担当部長
選挙課長
広報啓発担当課長
書記 6名

4 議 事

報告事項

- 1 令和2年1月26日執行八王子市長選挙結果について
- 2 令和2年1月26日執行府中市長選挙結果について
- 3 令和2年2月9日執行三宅村長選挙及び同議会議員選挙結果について
- 4 選挙争訟について
- 5 「平成31年4月執行 地方選挙の記録」の作成について
- 6 選挙に係る告示事項等について
- 7 令和元年度東京選挙フォーラムの開催について

その他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	<p>ただ今から令和2年第3回定例委員会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和2年第2回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。本日は7件の報告事項の予定をしております。</p> <p>それでは報告事項第1 令和2年1月26日執行八王子市長選挙結果について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>《報告事項第1について説明》</p>
委 員 長	<p>説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
委 員 長	<p>ご質問・ご意見がなければ 報告事項第1については了承することといたします。次に、報告事項第2 令和2年1月26日執行府中市長選挙結果について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>《報告事項第2について説明》</p>
委 員 長	<p>説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>先ほどの八王子市長選挙についても同様のことが言えますが、期日前投票者数が増えています。これは期日前投票所を増やした、あるいは広報を強めたといったような何か理由があるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>各々の選管において、啓発活動は力を入れて行われているところですが、今回、八王子市や府中市において、期日前投票所を増やしたということはないようです。昨今、どの選挙においても期日前投票の数は増えておりまして、今回の選挙結果はこの傾向に沿ったものであると考えております。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
委 員 長	<p>他にご質問・ご意見がなければ 報告事項第2については了承することといたします。次に、報告事項第3 令和2年2月9日執行三宅村長選挙及び同議会議員選挙結果について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>《報告事項第3について説明》</p>
委 員 長	<p>説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。</p>

んか。

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければ 報告事項第3については了承することといたします。次に、報告事項第4 選挙争訟について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第4について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければ 報告事項第4については了承することといたします。次に、報告事項第5 「平成31年4月執行 地方選挙の記録」の作成について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第5について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければ 報告事項第5については了承することといたします。次に、報告事項第6 選挙に係る告示事項等について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第6について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委員 最近、就職する時などにおいて、性別欄に男、女、その他と3つの欄を設ける会社があると聴いているのですが、もしその他というような届出がなされた場合、認めることになるのでしょうか。

事務局 現在のところ、選挙人名簿の性別欄は男もしくは女のみで、その他という分けはございません。

委員 本人がどうしてもと言った場合でも認められないということでしょうか。

事務局 投票所において男女の確認がなされ、不快な思いをされる方がいらっしゃる

ということは区市町村選管からも聴いております。こうしたことに配慮し、性別をあえて確認しないとといった対応や、事前に選挙人へ送る投票所入場券には性別を明示せず、選管側だけが分かるマークをつけておくという対応がなされているようでございます。

委員長 私からも一つ伺いますが、説明にあった選挙事務運営協議会の第1部会で候補者情報の公表事項について議論がなされるということですが、今度の都知事選挙において、前回は踏襲すると告示に性別の記載が行われることと思いません。この点について、協議会でこれまで何らかの検討がなされたのか、それともこれから議論がなされるのか、そのあたりはどうなっていますか。

事務局 お手元に令和元年12月に作成した選挙事務運営協議会の部会報告を置かせていただいておりますが、例年12月にその年に行われた検討課題と議論をまとめて冊子にしております。今回のテーマである候補者情報の公表事項等についてはこれから年末にかけて議論していくこととなりますので、本年7月に行われる都知事選挙においては、従来どおりの対応とさせていただきたいと考えております。

委員長 この問題は、今気がついている問題でして、大きくクローズアップされている社会情勢でもあります。つまり都知事選挙前に、都選管においては問題意識を持っているという状況になっていますから、何らかの対応策を取るべきではないかと考えますが、対応は可能なのでしょうか。

事務局 委員長のご指摘のとおり、そのような疑問を呈する方はいらっしゃると思いますが、現状では、都選管においても区市町村選管においてもしっかりと検討をしているというわけではございません。

委員長 12月に事務運営協議会が行われるということでしたら、そこで十分に議論していただいて、性別の項目を告示に載せるかどうか、載せるとしたら、例えば戸籍の性別で載せるのか、それで十分意味があるのか、そういった点を検討してくださいということを区市町村選管に言うてはどうかと思います。それが一点。それから、今回の都知事選挙において性別を書いてもらうにあたり、自己申告によるのか、戸籍によるのかを明示してはいかがでしょうか。聞かれた時にどう答えるのかという点を質問したいと思います。

委員 そのあたりを材料として選挙を戦う人も出てくるかもしれませんね。

事務局 一つの問題として、自己申告にも限度があるという点、有権者が男性か女性かを正しく知ることができなくなるという懸念がございます。原則は戸籍にある性別とし、やむを得ない事情のある方等については判断し、対応するということが適切ではないかと考えます。

委員長 その条件の部分が必ずしも明確ではありませんね。それでは都度、決議することにいたしましょうか。本人の申告を認めるか認めないかをその場で判断す

るということにいたしましょうか。

事務局 立候補受付の前に事前審査を行います。その際にそのような情報は入ってまいりますし、立候補受付の際は委員の皆さまにはお揃いいただきますので、事前に調整しご判断いただくということは可能でございます。やはり原則は戸籍上の性別でとおすということをお願いできればと存じます。

委員 一つよろしいでしょうか。これまでの経験から申し上げますと、事前審査段階で、選管から指定された最低限の情報は申告せねばならないと思います。本人が戸籍の性別以外で申告したいということであれば、そこで選管がどういう指示をするかということだと思いたしますが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局 事前審査の段階では、原則として戸籍の性別となりますという説明を行います。ただ、どうしても性別の部分の調整ができない場合、一旦、性別の部分を保留として、実際、立候補受付日までに委員の皆さまにご判断いただくという流れになると思われま。

委員 そうすると立候補受付のその場で判断するということになるわけですか。

事務局 事前に委員の皆さまには情報提供させていただき、例えば、立候補受付日までに定例委員会があれば、その場で検討していただき、立候補受付日前に結論を出していただき、当日の受付をスムーズに行うという形になるかと存じます。

委員 現場において判断するというのは非常に難しいと思いますから、ある程度のルールを用意しておかねばならないですね。事務方の皆さんが大変になるうかと思いた。そのあたりはどうでしょうか。

事務局 これまで都が管理執行する選挙ではこのような事態はありませんでしたが、昨今の情勢をみますと、そのような事態も現実問題起こりうらと思いた。

委員長 原則、戸籍と同一の性別として扱う。特段の事情がある場合、選挙管理委員会で個別に判断するというこた、事例が出た時にいろいろな知恵を集めましようという構えでいくということはどうでしょうか。

委員 そうですね。最低限、そのくらい必要でしょうね。今後、国全体の選挙のあり方は時間をかけて判断していかなければならない問題だと思いた。当面はそのような対応でよいと思いた。

委員 法制定時は想定外であったのだらうと思いた。まさに時代の変化だと思いた。一つには総務省選挙部の通知において、新しい行政実例として、国が指針を示してもらいたと思いた。こういう要請を都選管として総務省に求めたらいかがかと思いた。また、同時にこれは立法府が決めるというのであれば、公職選挙法を改正していただく。このような別の視点も都選管として意思

表明すべきかと思えます。

委員長 ただいまの委員の指摘はいかがですか。

事務局 まず、本年7月の都知事選挙においては、事前の情報を速やかに報告し、ご判断いただくという形を取りたいと思えます。また、総務省に対する要望についてでございますが、そのような状況となった場合には速やかに総務省の見解を確認してまいりたいと思えます。

委員長 今、委員がおっしゃったのは、現段階で総務省と何かパイプはないのでしょうかということだと私は理解したのですが。つまり、都知事選挙があることはわかっているわけですから、事前にガイドラインといいますか、総務省と何らかの形で意思疎通することはできないのでしょうか。

事務局 この件に関して総務省との調整を行ってまいりたいと存じます。

委員長 はい、その際は本委員会の考え方を伝えてください。原則は戸籍であると、特段の事情が生じた場合は、その中身をみて委員会で決めるということ。その中身という部分について、何か言ってもらえると将来において齟齬がないと思えます。

委員 その辺のところを選挙管理委員会に権限があるかどうかという点も確認しなければならぬと思えます。

委員長 それでは、他にご質問・ご意見がなければ 報告事項第6については了承することといたします。次に、報告事項第7 令和元年度東京選挙フォーラムの開催について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第7について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければ 報告事項第7については了承することといたします。それでは当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委 員	なし
委 員 長	ご質問・ご意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。その他、これまでの議題について、何かご意見等ございますか。
委 員	なし
委 員 長	特にないようですので、次回の定例委員会は、2月26日に開催することとし、本日の委員会を閉会いたします。